

法務委員會議錄 第九号

昭和二十五年二月二十四日(金曜日)

午後二時二十六分開議

出席委員

委員長 花村 四郎君

理事 角田 幸吉君 理事 北川 定務君

理事 高橋 英吉君 理事 田嶋 好文君

理事 田中 堯平君

大西 弘君 押谷 富三君

金原 舜二君 佐瀬 昌三君

佐藤 親弘君 中川 俊思君

松本 弘君 眞鍋 勝君

武藤 嘉一君 猪俣 浩三君

林 百郎君

出席國務大臣

法務總裁 殖田 俊吉君

出席政府委員

法務政務次官 牧野 寛榮君

刑政長官 佐藤 藤佐君

委員外の出席者

議員 加藤 充君

専門員 村 教三君

専門員 小本 貞一君

二月二十三日

委員 熊三郎君及び上村進君辭任に

つき、その補欠として北村徳太郎君

及び田中堯平君が議長の指名で委員

に選任された。

同月二十四日

委員 鍛冶良作君、小玉治行君、古島

義英君、山口好一君、吉田省三君及

び北村徳太郎君辭任につき、その補

欠として押谷富三君、大西弘君、金

原舜二君、佐藤親弘君、中川俊思君

及び稻葉修君が議長の指名で委員に

選任された。

同日

理事 加藤充君の補欠として田中堯平

君が理事に當選した。

二月二十三日

下級裁判所の設立及び管轄区域に関

する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出第六三三号(予))

同月二十四日

商法の一部を改正する法律案(内閣

提出第六四四号)

同月十六日

小豆郡に高松地方裁判所支部等設置

の請願(玉置實君紹介)(第八〇八号)

戸籍事務費全額国庫負担の請願(塩

田賀四郎君紹介)(第八二二号)

同月二十日

増田町に簡易裁判所設置の請願(飯

塚定輔君紹介)(第九三七号)

同月二十三日

尼崎市に神戸地方裁判所支部並びに

檢察庁支部設置の請願(吉田吉太郎

君紹介)(第一〇三二号)

北見市に地方裁判所設置促進等に関

する請願(松田鐵藏君紹介)(第一〇

三六号)

紋別町に旭川地方裁判所支部設置の

請願(松田鐵藏君紹介)(第一〇三七

号)

の審査を本委員会に付託された。

同月十八日

戸籍事務費全額国庫負担の陳情書外

二件(高知県土佐郡森村長上田殿雄

外四名)(第一四一〇号)

戸籍事務費全額国庫負担等の陳情書

(高知県香美郡美良布町長野島文雄

外一名)(第四二六号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

理事の互選

下級裁判所の設立及び管轄区域に関

する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出第六三三号(予))

株式会社の總會招集等の臨時特例に

関する法律案起草に関する件

檢察廳の行使等に関する件

○花村委員長 これより會議を開きま

す。

本日の日程に入ります前にお諮りい

たしたいことがあります。去る二月十

六日、委員 加藤充君及び田中堯平君が

委員を辭任せられ、その補欠として上

村進君及び林百郎君が議長の指名で委

員に補欠選任せられ、昨二十三日、上

村進君が辭任せられ、田中堯平君が委

員に補欠選任せられました。つきまし

ては委員を辭任せられました加藤充君

は理事でありましたので、この際理事

の補欠選任を行わねばなりません。が、

理事の補欠選任は委員長において御指

名いたすのに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○花村委員長 御異議がなければ、田

中堯平君を理事に御指名いたします。

○花村委員長 本日はまず株主總會招

集規定等に関する小委員長より、株式

会社の總會招集等の臨時特例に関する

法律案につき報告を求めます。角田幸

吉君。

○角田委員 花村小委員長の代理とし

て御報告申し上げます。

去る二月十四日、ただいま議題とな

りました法案につきまして小委員会が

結成され、その際、株式会社の總會招

集等の臨時特例に関する法律案を立案

するの必要ありやいなやを審議いたし

ました。審議の結果、この立法に対す

る要望は経済界の總意であることが認

められました。これは経済団体連合会

や商工會議所等の意向を徴したのであ

ります。引続き政府の意向を徴しまし

たところが、政府の方においても賛成

の旨を知りましたので、その立法の大

綱を定めまして、衆議院法制局に立案

を委託し、小委員会はこれから述べま

す草案を得たのであります。その草案

をただいまここで朗讀いたします。

株式会社の總會招集等の臨時特

例に関する法律案

(總會招集の特例)

第一條 株主の員数が千人を越える

株式会社の株主總會を招集する

には、定款に定めがある場合に限り、

會日から三週間前に總會を開

く旨及び會議の目的である事項を

公告し、商法(明治三十二年法

律第四十八号)第二百三十二條第

一項に規定する各株主に対する通

知に代えることができる。

(定款変更等の決議方法の特例)

第二條 前條の株式会社の定款の

変更その他商法第三百四十三條に

定める決議を要する事項について

は、定款に定めがある場合に限り、

資本の半額以上に當る株主が出席

し、その議決権の過半数で決する

ことができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行

する。

2 この法律は、昭和二十六年七月

一日から、その効力を失う。

3 第一條の株式会社が昭和二十四

年十二月三十一日において、その

定款に第一條に規定する招集方法

又は第二條に規定する決議方法と

同一の定をしていた場合には、第

一條又は第二條の適用については、

は、定款にその旨の定めがあるもの

とみなす。但し、この法律の施行

後その定款の定を変更した場合

は、この限りでない。

各條文の意味は、ごらんを願えばわか

りになると思つてあります。要點は

すでに廃止されました会社等臨時措置

法のうち、株主總會招集に関する規定

をただ一箇條取上げて復活せしめ

たのみであります。

附則の3が追加されておりますが、

これは会社等臨時措置法が廃止された

とき、どの会社も定款変更の事実がな

くて、そのままの定款の規定となつて

おると推定されるので、その定款を生

かす趣旨において設けたものでありま

す。本委員会におきましては、委員会

の成案としてお取上げの上、すみやか

にしかるべき方面に御提出されるよう

希望するものであります。

きわめて簡單であります。御報告

とする次第であります。

○花村委員長 たいだいまの小委員長の報告に対し御質疑はありませんか。――別に御質疑がなければ、小委員会の成案をもつて一応委員会の成案といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○花村委員長 御異議なければさよう決定いたします。

法務総裁が見えられませんか、暫時休憩いたします。

午後二時三十四分休憩

午後二時四十九分開議

○花村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

昨二十三日日本委員会に予備審査のため付託されました下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案について、政府より提案理由の説明を求めます。殖田法務総裁。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律（昭和二十二年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表第四表名称の欄中「鉄肥簡易裁判所」を「日南簡易裁判所」に、同表所在地の欄中「宮崎県南那珂郡鉄肥町」を「日南市」に、「北海道枝幸郡中頓別村」を「北海道枝幸郡中頓別町」に改める。

別表第五表川口簡易裁判所の管轄区域の欄中「谷塚町 草加町 新田

村」並びに同表大宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「春日部町」及び「武里村」を削り、同表久喜簡易裁判所の管轄区域の欄中「日勝村」を「日

勝村 須賀村」に「栗橋町」を「栗橋町 静村 豊田村」に改める。同表越ヶ谷簡易裁判所の項を次のように改める。

越ヶ谷 埼玉縣の内 南埼玉郡の内 越ヶ谷町 大澤町 蒲生村 出羽村 増林村 新井村 八幡村 八條村 川柳村 百間村 春日部町 北埼玉縣の内 北埼玉郡の内 三輪野江村 彦成村 早稲田村 旭村 東村 高野村 幸松村 豊野村 八代村 豊岡村 北足立郡の内 谷塚町 草加町 新田町

同表熊谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「忍町」を削り、「熊谷市」を「熊谷市 行田市」に改め、同表市川簡易裁判所の管轄区域の欄中「大柏村」を削り、同表土浦簡易裁判所の管轄区域の欄中「小田村」を「小田村 谷原村 十和村」に改め、同表龍ヶ

崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「瑞穂村」を「瑞穂村 源清田村」に改め、同表下妻簡易裁判所の管轄区域の欄中「谷原村 十和村」を削り、同表前橋簡易裁判所の項を次のように改める。

群馬縣の内 前橋市 勢多郡の内 上川村 下川村 本瀬村 南橋村 富士見村 芳賀村 桂葉村 太胡町 宮城村 荒砥村 粕川 群馬郡の内 元郷社村 東村 國府村 北群馬郡の内 北群馬郡の内 井村 伊香保町 金島村 小野上村 長尾村 白郷

同表甲府簡易裁判所の管轄区域の欄中「池田村」を削り、同表屋代簡易裁判所の管轄区域の欄中「上山田村」を「上山田町」に改め、同表京都簡易裁判所の管轄区域の欄中「愛宕郡」及び「右京簡易裁判所の管轄区域の欄中「葛野郡」を削り、同表灘

村」を「住吉村 本山村 本庄村」に改め、同表西宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「本山村 本庄村」同表關西簡易裁判所の管轄区域の欄中「富岡村」同表武生簡易裁判所の管轄区域の欄中「吉野村」及び同表金澤簡易裁判所の管轄区域の欄中「能美郡の内 鳥越村 尾口村 白峯村」を削

り、同表小松簡易裁判所の項を次のように改める。

小松 石川縣の内 小松市 江沼郡 能美郡

同表尾道簡易裁判所の管轄区域の欄中「下川邊村」を削り、同表山口簡易裁判所の管轄区域の欄中「阿知須町」を「阿知須町 小郡町」に、同表徳山簡易裁判所の管轄区域の欄中「米川村」を「米川村 富田町 福川町」に、同表玉野簡易裁判所の管轄区域の欄中「針立村」を「針立村 灘崎町」に改め、同表兒島簡易

裁判所の管轄区域の欄中「灘崎町」を削り、同表林野簡易裁判所の管轄区域の欄中「湯郷村」を「湯郷町」に、同表久留米簡易裁判所の管轄区域の欄中「荒木村」を「荒木町」に、同表小倉簡易裁判所の管轄区域の欄中「北多久村」を「北多久町」に、同表長崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「黒瀬町」を「大島町」に、同表島原簡易裁判所の管轄区域の欄中「愛野村」を「愛野町」に、同表有川簡易裁判所の管轄区域の欄中「平村」を「平町」に改め、同表大分簡易裁判所、別府簡易裁判所、杵築簡易裁判所、三重簡易裁判所及び佐伯簡易裁判所の項を次のように改める。

別府	大分縣の内 別府市
大分	大分縣の内 大分市 大分郡 北海部郡の内 大在村 佐賀關町 坂ノ市町 神崎村

杵築 大分縣の内 速見郡 東國東郡の内 奈狩江村

三重 大分縣の内 大野郡

佐伯 大分縣の内 南海部郡 同表加世田簡易裁判所の管轄区域の欄中「枕崎町」を削り、「鹿児島縣の内」を「鹿児島縣の内」に改め、同表鉄肥簡易裁判所の項を次のように改める。

日南 宮崎縣の内 日南市 南那珂郡

同表宮崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「西臼杵郡の内 椎葉村」を削り、「西郷村」を「西郷村 諸塚村 椎葉村」に改め、同表高千穂簡易裁判所の項を次のように改める。

高千穂 宮崎縣の内 西臼杵郡 同表名寄簡易裁判所の管轄区域の欄中「下川村」を「下川町」に、同表土佐簡易裁判所の管轄区域の欄中「上土別村」を「上土別村 朝日村」に、同表北見簡易裁判所の管轄区域の欄中「置戸村」を「置戸町」に改め、同表脇野井簡易裁判所の項を次のように改める。

脇野井 徳島縣の内 美馬郡 脇野井町 木屋平村 同表徳島池田簡易裁判所の管轄区域の欄中「美馬郡の内 西祖谷山村 東祖谷山村」を削

り、同表高知簡易裁判所の管轄区域の欄に「新宇佐町」を「新居村、宇佐町」に、同表窪川簡易裁判所の管轄区域の欄に「興津村」を「興津村」に改める。

附則

- 1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。
- 2 この法律施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

○殖田国務大臣 ただいま議題となりました下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律（昭和二十二年法律第六十三号）の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

この法律は憲法第七十六條第一項及び裁判所第二條第二項の規定に基づき、高等裁判所以下の下級裁判所の設立及び管轄区域につき規定したものであります。今回一部の下級裁判所の管轄区域または名称の変更等、さらに次のような改正を要することになりましたので、この法律案を提出いたしました次第であります。

この法律改正の第一点は、土地の状況及び交通の便否等にかんがみ、簡易裁判所の管轄区域を変更せんとするものであります。すなわち第一には、川口簡易裁判所管内の埼玉県北足立郡谷塚町、草加町及び新田村並びに大宮簡易裁判所管内の埼玉県南埼玉郡春日部町及び武里村を越ヶ谷簡易裁判所の管轄に変更すること、第二には越ヶ谷簡易裁判所管内の埼玉県南埼玉郡須賀村を久喜簡易裁判所の管轄に変更すること、第三には下妻簡易裁判所管内の茨城県筑波郡十和村及び谷原村を土浦簡

易裁判所の管轄に変更すること、第四には西宮簡易裁判所管内の兵庫県武庫郡本山村及び本庄村を灘簡易裁判所の管轄に変更すること、また第五には見島簡易裁判所管内の岡山県児島郡灘崎町を玉野簡易裁判所の管轄に変更とするものであります。これらの管轄区域の変更は、いずれも地元市町村のほか、関係官公署及び地元弁護士会等の意向をも徴し、慎重に決定したものであります。

第二点は、裁判所の管轄区域の基準となつた市町村、その他の行政区画に変更のあつたことに伴ひ、この法律の別表を訂正する点であります。すなわち従前の町村が合併して市または町となり、また市町村の名称が変更せられた等の裁判所の管轄区域の基準となつた行政区画に変更があつたのに伴ひ、この法律の別表中に記載せられた市町村名等を訂正する点であります。これについては別に御説明を要しないと思ひます。

また第三点は、簡易裁判所の所在地の名称の変更に伴ひ裁判所の名称の変更であります。宮崎地方裁判所管内の飯簡易裁判所を日南簡易裁判所と改称せんとするものであります。以上まことに簡単ではありますが、この法律案の要点について御説明申し上げました。何とぞよろしく御願ひいたします。

○花村委員長 御質疑はございませんか。

別に御質疑がなければ、次に猪俣、林、田中委員より、法務総裁に対する質疑の通告がありますから、順次これを許します。猪俣三君。

○猪俣委員 二、三御質問申し上げたいと思ひます。一つは、先般行われま

したところの公労法による国鉄賃金裁定問題、これは御承知の通り仲裁委員会において裁定をせられたものであります。この裁定の効力につきまして、政府とわれ／＼とは見解を異にしております。そこでこの仲裁裁定が最終的決定として、公社と労働組合との間においては債権・債務、すなわち規範的効力と債務的効力を発生するものなりというものが、私どもの立場であります。政府はこれに反する態度をとつておるやうであります。そこでこの行政権等の解釈が、われ／＼の解釈と異なる場合におきまして、最終的な有権的判斷を下すものは裁判所である。裁判所に対しては、裁定の効力を争うべき訴訟を提起いたしました、形は仮処分申請であります。むしろわれわれのねらいは、裁判所がこの仲裁裁定に対していかなる効力を持つと判定するものであるかをうかがひ知りたかつたのであります。明二十五日に裁判所の判決が下されることに相なつておりますが、そこで私は、内閣の法律顧問であります法務総裁にお伺ひしたいことは、この裁判所におきまして労働組合側に勝訴の判決が下つた場合に、すなわち四十五億円の仲裁裁定から十五億五千万円を差引いた残りを支拂えとか、あるいはまた公社の総裁が支拂い可能なりと上申した十八億の中から十五億五千万円を差引いた二億何千万円を支拂えという判決が下されたときに、政府としてはいかなる態度をおとりにするか、この点についての所信を承りたいと存するのであります。

○殖田国務大臣 なか／＼むつかしい問題であります。政府としてはまず

問題の仮処分の内容であります。労働組合側が主張する仲裁裁定の金額の債務というものは、政府がたび／＼こ

れまでもその態度を表明いたしましたよ

うに、国鉄に対して予算上、資金上不

可能な支出を求めたものであります。で、この部分については国会の承認がなかつたのでありますから、公共企業体労働関係法第三十五條及び第六六條の規定によりまして、その部分に関する裁定はその効力を発生しない。従つて当事者間においては、当初からそのやうな債権、債務は発生しないものと認めるのであります。認めるべきであるという見解でありますから、これを理由といたします本件仮処分申請は許されません。従つて本件訴訟については、労働組合側が勝訴になるやうなことは万々あるまい、こう考へておるものであります。しかしながら理論上の問題として、それでもその裁判が政府の見解と違つて、労働組合側の主張するごとくに勝訴になつた場合はどうするか、こゝにお尋ねであります。私どもは万々さうなことはないかと考へております。でありますから、なつた場合のことを今から考へておる必要もないと実は考へておるのであります。従つてまた政府が負けまして、労働組合が勝訴になりましたら、その理由の内容等をよく検討いたしませんければ、どこで全般にわたつたお答えは実はできにくいのであります。ただ万々さういふときがあつたらどうするかという猪俣さんのお話でありますから、万々という仮定のものと、ただわれ／＼のごく概略的に考へておりますことを申し上げます。たとい労働組合側の勝訴になつて、その主張が

そのまゝいれられたとしたしまし

ても、その判決は、日本国有鉄道とい

ふ公共企業体を拘束するものではござ

いまいやうが、政府がこれによつて法律上の拘束力を受けるものとは考へておらないのであります。しかし裁判所の判決でありますから、それが確定いたしましたときに、これを全然無視してよろしいとも、実は政治的に考へられないと思ひます。これは政治的であり、従つてその場合には、主管大臣ともよく相談をいたしまして、善処しなければならぬと考へております。この分は政治的問題であります。

○猪俣委員 大体において、仮説のことには答弁ができないという御態度のやうであります。これは実は法務総裁としては、その苦衷察するにあまりあるものであります。過般来から、憲法九條の問題についての質問に対しましても、また今の国鉄裁定の問題につきましても、大体において仮定のことという論で、答弁をお避けになつておるやうな傾向がある。私どもはくれ／＼も申し上げるやうに、法律解釈を求めておる。内閣の法律顧問である法務総裁の資格において、その法律解釈を求めておるのであります。法律解釈というものは、すべて仮定に立つて立案せられ、仮定に立つて解釈せらるべきものであることは申し上げるまでもない。国鉄裁定の裁判の問題は、明日に迫つてゐるのであります。明日の十時には判決の言渡しがあるものであります。これは遠い未来のことではな

い。もうすでにこの判決が、白と出るか黒と出るかによつて、いわゆる政府の態度もおきめになつておらな

け

る

こと

ればならぬ寸前であると考へるのであります。大體において、まだ腹をおきめになつておられよう存する。なおこの際、法務総裁の言として了すとすところ、裁判所の判決であるから、政治的に考慮して、これはどうもいかげんに取扱ふことができないといふことは、これはしかあるべきことである。法務総裁がその線にお

沿ひになることに對しましては、私ども敬意を表します。どうぞその裁判所の判決というものを尊重する。民主国家の再建には何よりもこれが大事であります。政府はその権力を頼まずして、裁判所の冷靜なる判決に服従するように、どうか内閣における最高顧問としてのあなたの御盡力を願ひたいと存するのであります。

なお次にお尋ねいたしたいことは、明日の判決が、もし職員組合の側に勝訴の判決と相なります際には、私どもは公社の財産不動産に對しまして、執行処分をする意思があるのであります。執行処分をすることに對しましては、何らかの取締りなり干渉をなさる意思があるかどうかをお尋ねいたします。

○殖田國務大臣 明日の裁判で国鉄側が敗訴になりますれば、おそらく国鉄側は控訴するであらうと思つております。従つて明日までに確定することはないと思ひます。まだかなり遠い將來と思つております。しかし最後に確定いたしましたときに、たとえば、さつきのお尋ねは財産の強制執行でありますが、これにつきましては、何も干渉するといふわけではありませぬけれども、行政財産となつておるものに対しては、強制執行はできないと考へま

す。不動産はもちろん、車両、レール、まくら木等も、現に使用しておりますものは、現在行政財産として登録されておるのであります。これは強制執行ができない。その他の財産に對しては、それは強制執行ができるであらう。ただいまはそういう考へを持

つております。

○猪俣委員 われ／＼は一審で勝訴の判決を受けますならば、公社が控訴しようがしまいが、いわゆる仮執行をやるつもりであります。供託金を積んで仮執行をやるつもりであります。もちろん今あなたが御指示のような法律で禁じているものを押えようとはしません。が、その他のものについては、あなたのそういう言明があるのであります。安んじて差押えをやりたいと考へておるのであります。

そこで次にお尋ねいたしますことは、最高裁判所の長官の推薦の指名の問題であります。申すまでもなく最高裁判所の長官は、三権分立の趣旨から考へましても、最も貴重なる地位にあるのであります。これが指名も慎重を要すると思つております。しかもその指名の方法は、民主的にやつてほしいという希望を持つておるものであります。片山内閣時代におきまして、ただいまの三淵長官を指名いたしました。衆参両院の議長及び弁護士会から一人、判検事側から一人の代表者を集めて委員会をつくり、實際はこの委員会におきまして決定を見たのであります。これは憲法の表面的規定からは、もちろん内閣において指名し、天皇が任命することに相なつております。けれども、この主権在民の、民主的な運営方法ということ考へて

参りますならば、私はかような方法が最も適切なものではないか。ことに民主主義の線に沿ひまして、政党内閣時代になりまして、その多数党内閣が、いわゆる司法権の最高峯でありまるところ、長官の指名権を一手にならうといふようなことは、もちろん形式的憲法解釈からはさしつかえないことである。けれども、真に民主的に、しかもいわゆる行政権、立法権、司法権という三権分立の趣旨も汲み入れて考察いたしますならば、この片山内閣時代に行われし方法が慣習として存続してやつてほしいと思つております。最高裁判所の長官の任命のごときは、そう毎度あることではないのであります。もうすでに第一回がさうな民主的な、納得のできる方法によつて決定されております。今度は第二回になつてお

りますから、やはりそういう方法を踏襲していただきますならば、これが一種の慣習と相なりまして、ここに長官推薦の有終の美をなすものではないかと考へておるのであります。ただいま民主自由党の總裁であり、内閣の總理大臣であるところの吉田茂氏一人が指名するといふようなことは、これはどうも行政権と司法権の關係から考へましても、おもしろからざる傾向ではないかと考へるのであります。法務総裁は、さうな慣習を打立てられただけの熱意ありやいなや御質問申し上げたといふ存するのであります。

○殖田國務大臣 この問題は非常に重要になりまして、最初に長官その他の裁判官を選任いたしますときは、さうな手の込んだ方法を採用いたしましたことは承知いたしております。しか

しながらただいまの新憲法の條文の表からいたしますと、さうな制度、方法をとるべしといふことはどこにもうたつてないのであります。明らかに内閣の責任であります。内閣は最高裁判所の長官を指名する責任を憲法の上に負つておるので、従つてこの責任を分散することができず、かえつて憲法の精神に沿ひないのであります。また内閣は国会の多数の指名によつて成立してあるのであります。国会の多数党、すなわち国民の多数によつて、つまり最も民主的な方法によつて政府が成立しておるのであります。その政府がみづからの責任において最高裁判所長官の指名をするといふことは、最も民主的な方法であると思つてお

るのであります。もしこれが憲法の規定になければ、憲法の規定の上でどのような規定を置かについては、また猪俣さんの先ほどの考へのごときも十分に考慮に値するのでありますけれども、新憲法はさうに規定してはおりませんので、憲法に示します方法によつて、内閣は十分にその責任を負ひたいと考へております。しかしながら御心配の点は、いわゆる党派の、あるいは党派の利害によつて動くような人を選任してはならないという御心配であらうと思ひますが、さうなことは絶対にいたしません。何人を見てもこれより以上の人はないという人を選ばないと思ひまして、ただいま總理大臣は最も慎重に考慮をいたしてござります。従つてその結果をござらんくだされば、なるほどこれは十分に手を盡して考へた結果であるといふことを認めてくださることを考へております。

○猪俣委員 第三点に、近ごろ新聞紙上でたび／＼われ／＼の目に触れることとあります。犯罪捜査の過程におきまるところの逮捕状あるいは拘留問題で、ある者は緩に過ぎ、ある者はまた厳に過ぎる。最近の新聞を見ましても、たとえば石川一郎氏の使用人でありました佐々悦造という人を拘留しておる。これは人権擁護局へ持ち出されておる。拘留するからさうな拘留するといふに拘留するからさうな拘留するといふことをやる。またもう一つ、二月二十一日の朝日新聞の伝へるところによれば、ある判事補が、拘留すべき者を、自分の知人であるからといふことで拘留しなかつたといふことが出ておる。なおまた前から問題になつております五井産業の佐藤昇氏の問題、あれも拘留状が出ておる。それから、一週間も十日もそのまゝ握りつぶされて、その間において相当証拠滅の行動があると伝えられておるのであります。そこでこの刑事訴訟法に基きます捜査の問題であります。佐藤昇氏の捜査の令状、拘留状の請求は何人がやつて、これに對する令状は何人がこれを出したかといふこと、なおこの令状は刑事訴訟法の二百十條の緊急逮捕の令状であるか、百九十九條の普通逮捕の令状であるか、さうなことに對して御説明を伺いたいと思ひます。なお私が質問として前もつて通告しておきました佐々悦造君の逮捕の事情、なおまた檢察庁内に検事と判事との間に對立問題みかいたる事件といふものに對しましての御説明をいたしたいと思つております。

○殖田國務大臣 捜査の手続あるいは

は、最も適切なものではないか。ことに民主主義の線に沿ひまして、政党内閣時代になりまして、その多数党内閣が、いわゆる司法権の最高峯でありまるところ、長官の指名権を一手にならうといふようなことは、もちろん形式的憲法解釈からはさしつかえないことである。けれども、真に民主的に、しかもいわゆる行政権、立法権、司法権という三権分立の趣旨も汲み入れて考察いたしますならば、この片山内閣時代に行われし方法が慣習として存続してやつてほしいと思つております。最高裁判所の長官の任命のごときは、そう毎度あることではないのであります。もうすでに第一回がさうな民主的な、納得のできる方法によつて決定されております。今度は第二回になつてお

その他につきまして、十分注意をいたしまして、新しい刑事訴訟法の精神はあくまで徹底するように努力いたしております。しかしながらときにあるいは誤りがないとも申されません。しかし新聞紙上等に伝わっておりますことは、必ずしも正確を得ておるものではないと思ひます。よく当局の説明をお聞きくださいまして、しかる上御判断をお願いしたいと思います。こまかいテクニツクのことにつきましては、私が十分御説明するだけのまだ力を持つておりませんから、はなはだ失礼であります。刑政長官が幸い参つておりますから、刑政長官からそれらのこまかい点を御説明させたいと思ひます。

○佐藤(議)政府委員 ただいまお尋ねの佐藤昇氏の逮捕の問題でございますが、昨年末詐欺罪について逮捕し、また拘留したことは御存じの通りであります。さらに本年になりまして、演職罪について逮捕はあつたけれども、拘留状の請求はなかつたという事件もございます。この点につきまして、逮捕の請求をしたものが何人であるか、令状を發した者がだれであるかというような、具体的な人名につきましては、手元に詳しい調査がございせんので、もし御必要となれば、調査した上お答え申し上げたいと存じます。

なお新聞紙上に伝えられます木戸判事補が、検事の令状請求に應じなかつたという点につきまして、新聞紙上、裁判所と検察庁の間に何らかの行き違ひ、あるいは感情の衝突があるやの記事が載つておるのであります。この点につきましては、まだ報告がございせんので、私の方も調査は行き届いておりません。

なおお尋ねの佐々悦造の逮捕の件でございますが、これは緊急逮捕ではございせんので、裁判所の逮捕令状に基いて逮捕した事件でございます。この逮捕につきましては、取調べいたしましたところ、何ら不法な点は一切も認められませんでした。逮捕までの事情について詳しい調査もできておりますが、御必要とあれば、この点も詳しく御参考までに述べてもさしつかえないのであります。

○猪俣委員 なお一点確かめたいことは、佐藤昇の事件につきまして、巷間説をなす者があつて、主任検事が途中でかわつた、何かの工作によつてかわつたというやうな説をなす者がありますが、一体この事件について、さうな検事が更迭したやうな事情があるかないか、ありとすれば、いかなる事情によつて検事の更迭ということを行つたのであるかを、御説明願ひたいと思ひます。

○佐藤(議)政府委員 先ほど申し上げましたように、佐藤昇氏についての最初の詐欺事件のほかに、さらに演職事件がございまして、詐欺事件の主任検事と演職事件の主任検事とが、これが別な検事によつて取調べが進められたということは聞いておりますけれども、調べの途中で特に検事の交代を見たというやうなことは、まだ聞いておりません。

○林(百)委員 法務総裁にはたび／＼お尋ねしているのですが、佐藤昇の事件につきましては、われ／＼どうしても納得の行かない点が多々あるのではありませんか。これは徹底的に究明してみたいと思つております。特にこの捜査の過程において、非常に不審な点が多いのであります。このことは将来国民の検査権、あるいは捜査権に対する信頼に及ぼす影響が非常に大きいのであります。どうしてもわれ／＼は国民の総意によりまして、この問題の真相を究明しなければならぬと思つております。

そこでまず最初にお尋ねしたいことは、この佐藤昇なる人物が——これは十二月九日の読売新聞にあるのであります。十二月九日の読売新聞に、これは疑獄で時の副総理西尾末廣前代議士に事件もみけし資金として日野原社長から百万円の贈賄のほうに回つた元中大陸上競技監督五井産業、国富鐵道、西尾社長佐藤昇氏「云々」とありまして、すなわち佐藤昇氏が、西尾末廣副総理に対する日野原社長の百万円贈賄事件の補助として問われた人物であつたといふことを、検察当局は知つてゐるかどうか、まずその点からお聞きしたいのであります。

○佐藤(議)政府委員 ただいまお尋ねのやうな事実は全然聞いておりません。

○林(百)委員 そうすると、読売新聞の十二月九日にある佐藤昇なる人物は、かつて昭和電工の消しにも関係してゐたといふことは、うそだといふわけですか。

○佐藤(議)政府委員 私の方にまださういふ報告がございせんので、私としては全然知りません。その事実について特に調査したこともございせん。読売新聞の記事が真実であるかどうかといふことを、まだ調査いたしております。

○林(百)委員 私のお聞きしているのは、全然関係がないと言われるのかどうするか、新聞にはさう出ているが、佐藤昇なるものは昭和電工事件には全然関係がないと、刑政長官として責任をもつて答えられるならば、それでけっこうなんです。

○佐藤(議)政府委員 ただいま申し上げましたように、私はその点をまだ調査していませんから、全然わかりません。

○林(百)委員 少くとも新聞紙でさういふことが出てゐるのに、まだ調査しないとか、責任のある回答ができないといふこと自体、この事件が非常な大きな疑惑を生ず原因になると思つてゐる。この問題について、あなたがさういふやうに言葉を濁らせるならば、やむを得ません。

その次に新聞紙の伝えるところによりますと、この佐藤氏のこのたびのみ消し事件の端緒になりましたのは、かつて味の素の常務取締役でありました鈴木恭二なる人物が、約二百万円ほどの演職事件をやつておりました、この捜査を始めたところが、これが非常な捜査の困難に陥つて、鈴木恭二氏の事件はほとんどくつがえされてしまつた。このときも暗躍したのか、かつて警察ボスと言われた佐藤氏であつたといふことが、これはやはり新聞紙に出ているのであります。そこで厚生省の汚職事件をめぐる二百万円の贈賄容疑で問われた味の素株式会社常務鈴木恭二氏の事件については、検察当局としてはどういふ措置をされたか、この点についての捜査の経過を話していただきたいと思いますのであります。

○佐藤(議)政府委員 お尋ねの点につきましては、まだ書面の報告が参つておりませんので、御必要とあれば、検

察庁に問い合せまして、後日御報告いたしたいと存じます。

○林(百)委員 これは昨年の八月であります。昨年の八月、厚生省の汚職事件があつて、二百万円の贈賄の容疑で、味の素株式会社常務鈴木恭二氏が検挙を受けた。検挙されたといふことは御存じかどうか、まずこの点からお聞きしたい。

○佐藤(議)政府委員 事件によりましては検挙の際に報告があるものもございします。また起訴の処分をしてから報告するものもあつてゐるが、ただいまお尋ねの事件につきましては、お話のやうに検挙だけでとどまつたのか、あるいは起訴、不起訴の処分まで行つておられないのか、私の方にはまだ報告がございせんので、その点も、もし検事の処分がどうなつたかといふことについて、御必要とあれば調査いたします。

○林(百)委員 少くとも二百万円に及ぶ演職事件の捜査、ことに身柄の検挙、あるいは保釈、さういふ点について全然検察当局へ報告がなされて、一警察官の捜査官の判断だけで検挙、保釈不起訴処分、さういふことができませんか。

○佐藤(議)政府委員 お答えいたします。御承知のように新刑事訴訟法におきましては、警察が独自の立場で犯罪を捜査する権限を認められておりますので、検察庁と何ら関係なく検挙、逮捕ということがあり得るので、実際にやつております。しかしながら検察庁に送られた事件を起訴、不起訴の処分をするといふことは、これはもちろん検察庁の権限でありますので、検察庁独自の立場からその処分をいたすのであります。お尋ねのやうな具体的な

事件について、あの事件がどの程度進行しているか、という処分になったかという事は、すべて検察庁でおやりになるのでありまして、御承知のように検事総長が最高の責任をもつてこれを処理しておるのであります。たゞときに法務府に連絡のある事件は、法務府においても承知いたします。また私も法務総裁の補佐として法務総裁の処断を仰ぐこともあるのであります。

○林(百)委員 そうすると法務総裁にお尋ねいたしますが、この厚生省の汚職事件については、ときの国務大臣でもあるし、かつ法務総裁でもありますが、どういふ経過でどう処置されたか、これをお聞きしたいと思ひます。

○畑田国務大臣 ただいま刑政長官からお答えいたしました通り、私もその事件につきましては内容を存じません。昔と違ひまして——昔は司法大臣が検事総長を指揮いたしましたのでありますけれども、新しい検察庁法によりまして、法務総裁は検事総長を一般的に指揮いたしますが、具体的個々の事件については、実は指揮する権能を持たないのであります。従つて多くの事件は、検事総長あるいはその以下限りにおいて処置されて、大問題でなければ報告も実は参らないのであります。たゞ／＼今のお話の問題が、この議場で問題になりましたから、大きな問題として取扱われるのであります。が、そうならば、また御必要があるならば、よくその当時の事情等を調査いたしましてお答えを申し上げます。けれども、平素そのような事件について、私も資料をここに持ち合せてはおらぬのであります。

○林(百)委員 そうすると、吉田内閣のもとでは相当重大な事件であるこの厚生省の汚職事件についても、法務総裁は国務大臣としても何ら御存じないというようにわれ／＼は解釈していいかどうか、お聞きしたい。

○畑田国務大臣 それは相当重要な事件でないから、さうな取扱ひになつておるのであります。

○林(百)委員 そうすると二百万円に及ぶ汚職事件というのは、吉田内閣にとつては重要な点というように解釈していいかどうか。

○畑田国務大臣 それが事件にならなかつたから重要でないものであります。

○林(百)委員 厚生省の汚職事件はすでに事件になつてゐるのであります。これに鈴木恭三氏も二百万円の金を出してゐる。しかしそれが汚職になるかどうかという事は、いわゆる佐藤氏のもみ消しのために、まづたゞ捜査が妨害されてしまつたということになつておられますが、厚生省に重大な汚職事件のあつたことは間違ひないことなんでしょう。しかもそむにからんでたくさんあるものであります。その一つの容疑事実として鈴木恭三氏の事実があつたわけ、この重大な問題について、厚生省の汚職事件については、何ら吉田内閣として、あるいは国務大臣として、殖田法務総裁は重大なものでないといつて関知されないといふのかどうか、この点が一つ。

しかもこの人物からたくさん金をもらつたという人たちがたくさんおる。たとえば岡田山保安局長、あるいは日野中野警察署長、あるいは塩谷消防総監、これは三百万円と言はれておる。さういふことが新聞に書かれておるにもかかわらず、全然この相手方を取調べもしないといふことは、少くとも捜査の厳正なる行使という点から言つて、あなたは検察当局の職務の執行が厳正に十分に行われておると考えられるかどうか、この二点をまづお聞きしたいと思ひます。

○畑田国務大臣 厚生省に關係すると言はれる鈴木氏の事件は、事件にはならなかつたのであります。もし事件になりましたならば、おそろくそれは私の耳にも入り、私も相当のお答えのできる材料を持つておつたのであります。

それから今の新聞紙上に云々ありますが、検察当局はみづからの捜査により相當の資料を持つておられます。新聞紙の報道によつて左右されるものでは毛頭ありません。私は検察当局は、それらの点について十分に捜査をしておると思ひます。ただそれを一々人間を呼んで取調べたか、取調べないかという事で捜査しておらぬのけじめは立たないと思ひます。でありますから、いまいしくかすに時日をもつてして、その結果をあらにやつていただけばよいと思ひます。

手を延ばして盛んにもみ消しをし、妨害をするという事実が巷間に瀦々として伝えられておる。これでは厳正なる検察権の行使、それから捜査権の行使はできないように思ひます。

そこで具体的に佐藤問題であります。が、たとえばさういふ内容のことがあつたのであります。これを総裁は知つておられるかどうか。またこれが事実とすれば、司法権の厳正なる行使あるいは検察権の厳正なる行使のために、さういふ措置をとられるかといふことをお聞きしたい、まづ佐藤事件が問題になりましたにつきましては「この事件を採知した警視庁捜査二課では九月初めから佐藤氏の身辺を捜査したところ、同氏はこの他にも各地で二千数百万円のぼろ同様の詐欺事件をおこしてゐることも判り、さらに同氏は警視庁署長、係長ら数名、東京消防庁某高官などに食い込み供応その他で完全に警視庁、消防庁のボスとなり、問題となつた昭電疑獄ばかりでなく、その他の事件もみけし運動にも加つてゐた点も判明、事態を重大視した同課では本月初め佐藤氏の逮捕状を請求せんとしたところ、同庁首脳部は事件証拠不十分の理由で東京地裁への令状請求を承認せず、佐藤氏にたがふ某係長のごときは事件もみ消し工作まで進め、また某監察官付警部は逆に同事件担任の捜査官らの身辺調査を行い、捜査に支障を加えるといふまづた不明朗きまゝりない事態が発生、このため現在に至るも令状請求には至らず」これは十二月九日現在であります。これに付して東京地裁では事態を重視、独自の立場から調査を開始、事件は重大問題化しようとしてゐる」といふ問題があるの

であります。最近ひんびんとしておりましたもみ消し事件が行われているのであります。佐藤事件につきましても警視庁の内部において、捜査の問題についてかかる重大な支障、あるいは妨害、逆捜査というやうな事実があつたことを知つておられるかどうか、まづこの点をお聞きしたいと思ひます。

○畑田国務大臣 さういふことは存じません。先だつての予算委員会等でさういふお話を承りまして、初めて私は承知いたしましたのであります。しかし警視庁、いわゆる東京府の自治警察に關することでありまして、政府としてはこれに直接干渉する何らの手段もございせん。東京都の公安委員会がその責任者であると思ひます。もしそれ

に、私は十分にこれは警戒いたします。しかし、厳正もいたすのであります。しかし、検察庁ではまださういふことを聞いておりません。おそろく警視庁でも、まさかさういふやうなごときのことがあるとは思ひませんが、これは自治警察の問題でありまして、政府はいかに干渉することのできない問題であります。

○花村委員 林君に御注意を申し上げます。佐藤氏の事件については、予算委員会において詳細に質疑応答をせられたのでありますから、本委員会において重複せざるやう願ひます。

○林(百)委員 簡単にやります。さらにもう少し具体的に申し上げます。佐藤氏のことは、あなたは先ほど全然警視庁にまかせておると言われまゝ、実は佐藤氏については、この職務もみ消し事件で検事局から逮捕令状が出ているのであります。しかもその逮捕

○**殖田国務大臣** 警視庁の捜査につきまして檢察当局が——これは指揮を仰いでくれるはずであります、指揮を仰がない場合に、これを指揮するわけには参らないのであります。従つて警視庁内だけの捜査の経過につきまして、私はとやかく申すわけに参りません。しかしながらもしこれが檢察庁の手に移りまして、檢察庁の指揮が出来る、その指揮を執行しないのであるならば、それはまた問題は別であります。今聞くところによりますれば佐藤昇につきましては、詐欺事件で二件起

特高の追放者であり、岡崎氏に三十万円金を出したということが報簿に記載してある。こういうことが考えても明らかに瀆職の容疑が明瞭であるにもかかわらず、わずか三日でそれを保釈でなくして釈放しておる。しかも瀆職の相手方と考えられておるところの岡田局長にしても、あるいは岡崎氏にしても、今もつて一度も取調べをしておらない。これは私は單にこの警視庁の中の捜査の問題だけであつて法務府は知らないということにはならないと思います。こうした實に不明朗きわ

たたいまいる。お話の親しいニエリスを同つたのでありますが、それは今後檢察当局の職務執行上、りつばなしを参考の資料であると思います。しかしながらそれに基いてただちに捜査を開始すべきものであるやう、する必要のないものであるやう、これは檢察当局が十分に知つておることと思います。

○林(百)委員　なおこれはこの前の予算総会でも、法務総裁に聞いておることだと思ふ。たとえば日野中野署長が十三万もらつておる。しかしこれは警察費に使いましたと言つている。とこ

警察費として使いました。それから間狩国警防犯課長あるいは上野刑事部総務課長も金ももらいました。間違ひありません。佐藤からももらいましたけれども、これは別に潰職ではなくて、正式な使ひ道に使つておりますから、潰職にはならないということを言つておりましたけれども、少くとも厳正なる檢察権の行使としては、その後これらとの關係者を一応呼んで取調べをされるのが、檢察権の最高責任者である法務總裁のとるべき態度であると思ひます。

になつてから検事がかわつております。しかもなほわれ／＼がふしぎに思ふことは、この岩松検事が逮捕状を地檢に要求して、そこで二日後になつて検事局送りになつたのでありますが、捜査部長の岡崎検事は、贈賄の疑いは根拠が弱いという理由で釈放をしております。この点におきましても、検事が二度もかわつておる。しかも担当検事の逮捕要求に對して、特捜部長から、いやそれは疑いが薄いからといつて釈放しておる。こういう経緯はどう

いう事情で起きているのか、こういうことがあり得るのかどうか、担当検事が要求しているのに、上の方の検事が、それはそんな嫌疑がないからと指揮することがあるか、同一事件の捜査中検事がかわるといふようなことがあるかどうか、こういうことをお聞きしたいのであります。

○佐藤(警)府委員 お尋ねの捜査中の同一事件について、捜査の主任の検事がかわることがあるかどうかというお尋ねであります。これはなるべく同じ主任検事が捜査を進めるといことが、責任も明らかであり、能率的でありますので、めつたにかかわることはないものであります。時に際して、必要に応じてかわることは聞かれています。それからお尋ねの佐藤昇氏の事件については、先ほど申し上げましたように、詐欺事件についてはすでに起訴されておりますので、その詐欺事件の担当検事と目下捜査中の詐欺事件の担当検事は、それは別な主任であるということは聞いております。が、詐欺事件について最初の捜査に当たった検事と、あとの検事との交替があったということはまだ聞いておりません。

○林(百)委員 同じ詐欺の担当の検事が八代検事と岩松検事とかわつたことは、われ／＼の調査によればわかつております。だからこういう事実がないなら、あるならある、あるならどういふ理由かといふことが一つ、もう一つは担当の岩松検事から逮捕の要求が出ているのに、その後部長の検事から、いや贈賄の嫌疑については根拠が薄弱だからと言って、上部の検事から釈放の命令が出ておるといふ事実、

こういうことが一体あり得るかどうか、これをお聞きしたいと思ひます。

○佐藤(警)府委員 佐藤昇氏の目下捜査中にかつていた詐欺事件について係検事がかわつたといふことは、まだ聞いておりませんけれども、その点について林委員の方でかわつたといふようなお尋ねでありますから、なお調査してお答えをいたしたいと思ひます。もしかわつたと思ひますれば、それは検察庁の内部に於いていろいろの都合があつてかわつたことと思ひます。これは逮捕の令状はもろもろ出しておつて逮捕されて、そうして勾留の令状は請求しなかつたのであります。その勾留令状を請求しようかどうかというところが係検事の單獨の意見でまゐらない場合があるものであります。もちろんその係長なり、あるいは部長の統率のもとにおいて各主任検事がそれ／＼行動しているわけであり、上司と十分相談して処置したものであります。ことに勾留といふような身柄を拘束する重大問題でありますから、勾留令状を請求しようという場合には、もちろん主任検事一存ではきまりませんので、係長なり、あるいは部長検事と十分相談をいたしまして、慎重に令状請求を取扱う例になつておりますから、おそろくその場合も、主任検事が部長検事と相談をいたしたことは考へております。

○林(百)委員 少くとも二千万円と言われるような重大な詐欺事件について、わずか三日ほどで釈放する、保釈でなく釈放するといふ事態は、詐欺といふのは特に重大な特捜部で取扱う事件なのであります。二千万円にも及ぶ

事件で、しかも金を受取つたという者がいるにかかわらず、わずかに三日で釈放する、これは明らかにもうなれ合ひで証拠を隠滅されることは明らかだと思ひます。三日くらいでこういう重大な詐欺事件の被疑者を釈放するといふ前例があるかどうか、この点をお聞きしたい。

○佐藤(警)府委員 お尋ねのような事件に類似する先例があつたかどうか、私はまだ聞いておりません。なお先ほど法務総裁も御説明申し上げましたように、この詐欺事件については、金銭授受の点は大體調べが終つて、職務関係の調べがまだ残つておるといふふうに聞いておりますので、詐欺事件がどういふふうに出分されるか、その結論までまだ至つておらないのであります。捜査中の事件を御満足の行くように、その内容に立ち入つて御説明申し上げることは遠慮したいと思ひます。

○田中(警)委員 なお佐藤昇事件につきまして、私からも二、三質問いたしたいと思ひますが、第一今の点、これほどの重大事件で、わずか三日足らずに釈放しておる、保釈でなしに釈放しておるということになると、大體の通念としては、これはもう不問に付するといふ取扱ひであります。ところが一方まだ捜査中であるから、事件の内容は知らせるわけに行かぬといふ御回答です。してみると、どうもこつちとはとりつく島がない、片一方ではどうも罪にもなりそうもないといふので、第一巻の終りといふような取扱ひがしてあるにもかかわらず、捜査中であるからといふて事件の内容は発表されない、その点どうも疑いを持てば、

事件が重大であるだけに、何とかしてわれ／＼の目の光をそこに向けさせないようにならうといふ、まことにけしからぬ工作であるように思ひます。その辺納得の行くように御説明願ひたい。いつごろになつたら捜査が一段落となるのであるかといふこと、近く内容がわれ／＼が求めるならば、十分に説明をいただけるものかどうかといふ点を御説明願ひます。

○佐藤(警)府委員 お尋ねの詐欺事件については、先ほど来申し上げましたように、まだ捜査中でありまして、検事の処分の結論まで至つておらないのであります。いつになつたらその捜査が完了するかどうかといふことは、これは検察当局に聞いてみなければわかりませんので、御必要とあれば照會いたしたいと存じます。

○田中(警)委員 なお私は一、二小さい問題のようでは大きいのでお聞きしますが、一月の二十一日、二十二日、実は問題が相当重大化して来たために、新聞紙を封じようという魂胆から、警視庁の大園警務部長が中心になつて、記者団を熱海の某旅館に呼んで、大いにこちそうしたといふような事実も伝えられておりますが、法務総裁なり政府当局は、こういう事実を御承知かどうか。

○田中(警)府委員 警視庁内にもし犯罪がありまして、その犯罪の容疑があれば、それは検察庁がそれ相当に処置したものでありますけれども、ただいまお話のごとき警視庁内の対立であるとか、あるいは紛争であるとかいふようなものは、従前でありましたれば、それは政府の最も関心事でありまして、政府がまた処置し得たのでありま

○田中(警)大臣 私はそういう事実を存じません。

○田中(警)委員 法務総裁にお尋ねします。法務総裁は先ほどから、これは一地方の自治警察の問題であるからといふ言葉のもとに、多く総裁としてはこれに干渉はしたくないといふような口うらに聞えるのであります。ところでわれ／＼が考えるには、地方の自治警察といつても、警視庁といへば非常に重大な機能を持つておるし、のみならず、場合によつては政治的制裁もどうかといふような本件は非常に重大な事件であるだけに、法務総裁としてただ対岸の火災と見なすやうなわけに行かぬのじやないかと思ひます。現に新聞紙や世上のうわさが騒いでおるだけではないに、予算委員会においても、事態は相当具体的になつておる。ここに及んでもなおこの警視庁内のごた／＼、具体的に申しますならば、捜査第二課といふものと、それから監察官付といふグループとが対立をしておるといううわさが飛んでおるし、また警視庁内の正義派と旧特高関係の首を切られた連中が、部外からいろいろ影響を及ぼすところの、そういう対立があるとも伝えられておる。いろいろとうわさは飛んでおるし、また相当背景に値するようないふことも入つておるのであります。以上、法務総裁はこれを知つておるに違ひない。にもかかわらず、一自治警察の問題であるがゆえに、あえてわれ／＼と聞かぬという態度を将来もとられるかどうか、この問題について何かの措置をとらうとしておられるかどうか、この点について御意見を伺いた

○田中(警)大臣 警視庁内にもし犯罪がありまして、その犯罪の容疑があれば、それは検察庁がそれ相当に処置したものでありますけれども、ただいまお話のごとき警視庁内の対立であるとか、あるいは紛争であるとかいふようなものは、従前でありましたれば、それは政府の最も関心事でありまして、政府がまた処置し得たのでありま

すが、今日の警察制度におきましては、これはまったく自治警察の公安委員会の責任であり、その権限内に属することでありまして、政府は何とも干渉のしようがないのであります。

○田中(義)委員 その点については、大いにわれ／＼と見解が異なりますが、それはそれとしておきまして、もう一点だけお聞きしたいことがある。前中野警察署長日野という人が、十三万円もつたということは、これは事実となつて明らかになつております。ところでこれは法律的に見るならば、どう考へても犯罪を構成すると私どもは考へるものであります。しかし田中警視總監の予算委員会における説明によると、これは厚志として正式に受領してゐるので、何の犯罪も構成しない、これは單に田中警視總監の單獨の考へでなしに、檢察当局とも十分打合せの上で、十分検討の上で無罪という判断をしたということでありまして、さてお尋ねしたいのは、そのときに檢察庁は一体いかに機嫌があつたか、いかなる機関が相談にあつたか、また日野前中野署長を喚問するなり、いろいろ調べた上でやつたのであるか。ただ單に何かの報告書というふうなものに基いて、そういうような判断をしたのであるか、檢察庁の当時の行動について御説明を願ひたいのであります。

○佐藤(藤)政府委員 お尋ねの点につきまして、まだ何ら報告に接していませんので、お答え申し上げる資料は持ち合せがございません。

○田中(好)委員 関連して法務總裁にお尋ねをいたしたいのでありますが、その前に、同僚の社会党の猪俣代議士

に一言——これは釈明になるかも知れませんが、御釈明できればお願いしたいのであります。と申しますのは、昭和二十五年二月二十四日付の東京新聞の記事であります。これによりますと「政、官界をゆする、野党側法務委員で究明にきまる」という題目のもとに、猪俣三社会党代議士談といたしまして「佐藤事件の真相究明によつて政界は大きくゆれるだろう、数々の材料はすでにつかんでおりむしろ黒幕の人物が逃げ出すのをおそれているほどだ、單に佐藤氏が民自党の一部に金をばらまいたという問題ではなく、純然たる刑事事件に発展する性質をもつてゐる、内容については野党側としての作戦上正式委員会付議後発表したいと思ふ、もし與党側が多数をもつて反対することになれば世論に訴へても目的貫徹に努力するつもりだ」という談話の發表がありまして、はたして猪俣代議士は、この談話を東京新聞に發表したことがあるかどうか、これをお答え願ひたい。——釈明ができないのであります。釈明ができないようでごさいますから、議事の進行につきまして發表いたします。

法務總裁に質問する前に、議事の進行上、今私が申し上げましたような、猪俣社会党代議士の談話があるのではありませんが、この談話がはたして真実なのかどうか、一應猪俣代議士にお聞きして、それを中心に私の質問を進めて行きたいと思ひますが、お諮りを願ひます。

○花村委員 猪俣君、どうですか。

○猪俣委員 異例のことです、私も政府委員になつたようなもので、光榮に存じて……本件がいたく世論を刺激し

ておつて、何か警視庁内部において、あるいは一部の分子が警察権を左右しているがごとき印象を與えておるのであります。われ／＼国会議員としては、事の真相をつかなければならぬといふ、それがゆゑに憲法に許されたところの国政調査権によりましてこれを明らかにし、事がなければ邦家のために必要なだけつこうであるし、疑惑に満ちたことがあるならば、どこまでもこれを追究いたしまして、事を明瞭にしなければならぬ。このかたの決心を持つておるといふ趣旨の談話したのであります。そこでわれ／＼は、昨日当法務委員会へ国政調査の要求書を出したのであります。民自党諸君の御意思もあつてこれは保留して、なお質問に際しては同時に、われ／＼の方からしめると同時に、この要求書を充実にせしめまして、ここに事の完結を期したいということ、これは先ほども申して、田中君も御存じの通りであります。私は新聞記者にはさうな意味の話をしたのであります。が、今の田中君が読みなされたところの言葉、語勢、調子、事実の中には私のしやべりまじつたことと違ふ点も多々あるものであります。その点について責任は負ふのであります。

○田中(好)委員 これ以上猪俣代議士にお答えを願ふことはできませんので、私これからそれを中心にして、法務總裁にお尋ねをいたしたいと思ひます。この佐藤事件というのは、本日社会党の猪俣議員、共産党の林議員等から非常に疑惑に満ちた事件として質問が展開せられておるのを見受けるのであります。しかし当委員会に現われて参りました野党諸君の要求書により

ますと、これは至つて漠然としたものであります。何一つとして具體的な事実が現われておりません。そこでわれ／＼は、この事件が当然国政調査の対象になるものとは考へていないのであります。ただ猪俣代議士の議事進行に名をかりておる委員長の問ひに対するお答えで、この談話の中に間違ひの点もある、自分としては徹底的に究明するといふことを言つたのだといふようなお答えでありましたので、徹底的に究明するといふことは、何らかの事実をつかんでおつて考えられなければ出て来ない言葉なのであります。徹底的に究明するといふ以上は、猪俣委員の方におきまして、相当究明すべき資料をつかんでおつて、そうしてそれを究明するということに解釈しなければ解釈が成立しませんので、新聞の内容に入つておられますところの純然たる刑事事件に発展する性質を持つておるといふようなこと、これは言つたか言わぬかわかりませんが、大いに考へなければならぬ点だと思つてあります。新聞にこれだけのことが發表されています。佐藤事件がとく新聞紙上の話題となり、世間の話題となつております以上は、一應告発の手続がなくとも、法務当局、檢察当局におきましては、これは国政調査とは離れて、檢察事件といたしまして、告発されたと同様に取調べをすべきものだと思つておられます。して見ればそれを前提にいたしまして、まずこの言葉を吐いたであろうところの告発人である猪俣代議士を、檢察当局にお呼びを願ひまして、告発人としてこれをよく調査いたしまして、そうしてその事実を基にして、この事件を御進行願つて行

きますならば、最も早く世の疑惑を解くものであり、最も早く真相が究明され、いかに野党の政界騒がしき事件であり、いたずらに針小棒大に事を構えて、世の中を撓亂せんとする陰謀にすぎないといふことが、最も早く明らかにしようと思ふのであります。この点に對しまして法務總裁は、いかうな御見解でございましょうか。

○猪俣委員 加藤君より委員外発言の申出があります。これを許すに御異議ありませんか。

○加藤充君 特別な発言をお許しになつていただきまして、恐れ入ります。私は今田中君の言われたことと同じようなこと、ちよつと違ふこととお尋ねしたいのですが、新聞記事になつたのはたまたま、問題のなり方もずいぶん深刻をきわめたのが佐藤氏氏に關するこのたびの事件だと思ふ。それで猪俣君のたま／＼の新聞發表の談話というふうなものを、積極的ににお取上げになる必要が法務府の方に、殖田さんの職責としておありになるというの、田中さんの御発言だつたと思ふのです。が、それよりもまずどうほうの方、疑ひをかけられてゐる方の方を調べる。従ひまして今申し上げたような事態になつておるときに、問題になりまして諸点について、法務府ではお調べにな

つたことがあるかどうか、そういう点をお聞きしたいと思うのです。

○殖田国務大臣 佐藤の事件は、昨年来ずつと調べて参つておるのでございまして、今さら急に調べる必要はないのであらうと思ひます。必要があるものは調べておきますし、また私は直接これに關係いたしませんから存じませんが、檢察当局にそういうことの手落ちがあるうとは思つておりません。

○加藤充君 それではこの事件の今までの檢察庁方面の關係は、勾留状の発行などというところで開連は十分に出て来たのですが、そういう問題の中に重要な証拠ないしは人物などを、故意に、あるいは無意識にかき落しておつて、そういうやり方では本格的な調査よりも、常識的な調査、あるいは取調べのやり方になつておらないといううなことをお思い當りになつたことはありませんか。

○殖田国務大臣 さように考えたことはございせん。十分に捜査いたしておると思つております。

○加藤充君 金を渡したといううなことに、はつきりした証拠がありません。思われるようなものが捜査線上に浮び出しましたときに、受取つたものをお調べになつたりしなければ、これははなはだしく捜査の手続が懈怠されておると思ふのでありますが、そういう事柄について、この佐藤昇事件の調査に何か現われておることがなかつたのであらうでしょうか。そういう点お確かめに相なりましたか。

○殖田国務大臣 金銭の授受があつたといひましたも、それが犯罪の容疑がなければ、捜査をする必要はないの

であります。私も毎日金銭の授受はいたしておるのでありますが、一ぺんも捜査されたことはないものであります。

○加藤充君 私は金銭の授受だけじゃなしに、漬物といふ疑いをもつて証拠調べや取調べを行つて、たま／＼そこに金銭を渡したという事実が一方的に明確になつた場合において、金銭を受取つた方を、何の目的で、何の意図をもつて受取つたかといううな、受取つたものの方をお調べにならないければ片手落ちだと思ふのですか、この佐藤昇の事件の間に、そういうふうな受取つたものを調べないといううなことに、ついても、何かあなたの方で監督上、あるいは新聞、国会の問題になつてからタッチせられてから後に思い當る点があつたかなくなつたか。

○殖田国務大臣 受取つたといひました、それが犯罪の容疑があるといひました、何も一々当人を呼び出さなければわからぬこともないのであります。私は、私は檢察当局は、それらの点に十分に慎重に、かつ手落ちなく捜査をいたしておることと考えます。

○林(官)委員 私の方で結論をつけたと思ひますが、殖田法務総裁は、田中警視總監と坂本刑事部長が、佐藤事件で辭意を表明したという事実を知つておるかどうか。これをお尋ねしたい。

○殖田国務大臣 まつたく存じません。

○林(官)委員 佐藤と増田官房長官を仲介しておる岡崎氏が、民自党の某代議士を通じて、歌富士、一力という待合でちゃんと會つておる。さらに佐藤と増田君が、岡崎の仲介で増田君の事

務所で會つておる。しかも増田君は岡崎君に、先日はありがたうというお礼まで言つておるといふ事實は、われわれは相當根拠がある。ここでわれわれがあなたに聞くのはいいかげんのことじやない、先ほど田嶋委員も言われておりますが、いいかげんのことを言つておるはずはない(「告発をしろ」と呼ぶ者あり)もちろん告発をする。告発をするけれども、刑事事件以上に大きな問題があるから、われ／＼は国会で問題にしておるのであります。そこで殖田法務総裁にお伺ひしたいことは、こうした大きな疑念を受けておる増田官房長官に対して、少くとも國務大臣として、あるいは殖田法務總裁として、適當な処置、あるいは將來の監視、そういうようなことをされる意思があるかどうか、その点もひとつお聞きしておきたい。

○殖田国務大臣 増田官房長官の名前はし／＼出て参るのでありますが、私は檢察当局から増田君に容疑があるといふことを、一ぺんも通告を受けておりません。

○花村委員長 ほかに御質疑はございせんか。なければ本日はこの程度にて散會いたし、来る二月二十七日月曜日、午後一時より開會いたし、商法の一部を改正する法律案について、政府より提案理由の説明を求めたいと思ひますから、さよう御了承願ひます。本日はこの程度で散會いたします。午後四時二十六分散會